

障害児福祉手当について（制度の概要）

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無は問いません。

1 対象となる方

次の（1）～（3）の条件をすべて満たす方が対象です。

- （1）重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時の介護を必要としていること
- （2）在宅であること（詳しくは表1をご確認ください。）
- （3）20歳未満であること

ただし、以下に該当する方は、手当を受給することができません。

- ア 施設に入所している（した）とき（詳しくは表1をご確認ください。）
- イ 障害を支給理由とする年金を受給しているとき
- ウ 受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、若しくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるとき。（毎年度所得の審査があります。）

表1

区分	施設の種類（例）
資格喪失となる施設の例	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、指定発達支援医療機関、療養介護を行う病院又は障害者支援施設 など
支給継続する施設の例	母子生活支援施設、児童心理治療施設、グループホーム、児童自立支援施設、自立援助ホーム、特別支援学校の寄宿舎 など

2 認定基準について

次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが補聴器を用いても音声を認識することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両下肢の大脛を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの（知的障害の程度は知能指数が

おおむね20以下のもの、精神の障害の程度は日常生活において常時介護又は援助が必要とする程度のもの)

- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※下肢機能障がいと体幹機能障がいは、原則、重複認定できません。

3 所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等）の前年の所得額が、以下の限度額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月分まで手当が支給されません。

なお、申請者（受給者）本人が、遺族年金等の公的年金等を受給しているときは、当該受給額は所得に算入されます。

所得制限表

令和7年8月1日 改正

扶養人数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,661,000	6,287,000
1人	4,041,000	6,536,000
2人	4,421,000	6,749,000
3人	4,801,000	6,962,000
4人	5,181,000	7,175,000
5人	5,561,000	7,388,000
	一人増すごとに 380,000円加算	一人増すごとに 213,000円加算

控除額	社会保険料控除	80,000	注) 1
	特別障害者控除	400,000	注) 2
	障害者控除	270,000	
	勤労学生控除	270,000	
	ひとり親控除	350,000	
	寡婦控除	270,000	
	老人緩和（受）	100,000	
	老人緩和（配）	60,000	
	特扶緩和（受）	250,000	

注) 1 社会保険料控除について、障害児福祉手当の受給資格者本人に係るものについては実額で控除します。

注) 2 特別障害者控除・障害者控除について、障害児福祉手当の受給資格者本人に係るものについては控除されません。

* 次の控除については、実額を控除します。

- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・配偶者特別控除

4 支給方法・手当額

手当は、原則、2月・5月・8月・11月に、それぞれ前月までの分が支給されます。

手当月額は、年度ごとに変更されることがありますので、詳しくは厚生労働省ホームページ、または松山市ホームページをご覧ください。

(松山市ホームページは下記「6 申請先・お問い合わせ先」を参照)

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/hukushi.html>

5 申請に必要なもの

次の①～⑤をご用意のうえ、障がい福祉課までお越しください。窓口で、認定請求書、所得状況届等にご記入いただき受け付けします。

①障害児福祉手当認定診断書（申請日から2か月以内に診断されたもの）

※身体障害者手帳・療育手帳を所持しているときは、省略できる場合があります。

②身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの場合のみ）

③銀行の通帳（本人名義）

④マイナンバーのわかるもの（本人、配偶者、扶養義務者）

⑤公的年金を受給している場合は、年金の種類、受給額が分かる書類

※①診断書は障害種別によって様式が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※上記のほかに、提出が必要な書類が発生する場合があります。その際は、個別にご案内します。

※診断書の作成に係る費用は、申請者の負担となります。

6 申請先・お問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 福祉推進部 障がい福祉課 手当担当（市役所別館1階）

電話 089-948-6369

FAX 089-932-7553



松山市ホームページ

【松山市ホームページ】

トップページ>くらしの情報>福祉>障がい福祉>手当等>障害児福祉手当